

中泊町農業委員会会議録

令和3年10月8日

中泊町農業委員会

令和3年中泊町農業委員会10月定例総会議事録

1. 開催日時 令和3年10月8日(金) 13時30分～

2. 開催場所 委員会室2

3. 出席委員(14人)

会 長	15番	松坂 龍美		
会長職務代理者	14番	松田 耕司		
委 員	1番	外崎 満幸	2番	田中 満
			4番	藤田 次男
	5番	青山 邦榮	6番	小野 美恵子
	7番	神 良一	8番	瓜田 益子
	9番	澤田 健吾	10番	大川 勝仁
	11番	葛西 誠	12番	坂本 朝彦
	13番	木村 巧		

4. 欠席委員(1人)

委 員	3番	三上 孝		
委 員				

5. 議事日程

第1 会期の決定について

第2 議事録署名委員の指名について

第3 【報告】

報告第12号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

【議案】

議案第23号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第24号 農地法第4条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第25号 中泊町農用地利用集積計画の決定について

協議事項

1)業務予定

2)その他

6. 農業委員会事務局職員

局 長 今 芳 文

主 査 外 崎 健 太

主 事 小 寺 隆 斗

7. 会議の概要

事務局
(局長)

ただいまから、令和3年中泊町農業委員会10月定例総会を開会いたします。
本日の出席委員数は14名です。定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、中泊町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は松坂会長にお願いいたします。

◎日程第1 会期の決定について

議長
(会長)

はじめに、日程第1の会期の決定について、お諮りいたします。
会期は本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

ご異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定いたします。

◎日程第2 議事録署名委員の指名について

議長
(会長)

次に、日程第2の議事録署名委員、および、会議書記の指名を行います。
中泊町農業委員会会議規則第16条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただきますことにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

異議がないようですので、議事録署名委員は、13番木村委員、14番松田委員にお願いいたします。なお、本日の会議の書記には事務局職員の外崎主査と小寺主事を指名いたします。以上で日程第2を終わります。

◎日程第3 報告・議案について

議長
(会長)

次に、日程第3の報告について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第12号

事務局
(小寺)

1ページをお開きください。
報告第12号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」農地法第18条第6項の規定による通知書について、次のとおり報告する。令和3年10月8日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをお開き下さい。今月の合意解約は、2件ございました。内容につきましては、資料をご覧ください。以上で報告を終わります。

議長
(会長)

ありがとうございました。ただいまの報告第12号について、何かご質問等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

無いようですので、次に議案の審議に入ります。

◎議案第23号

議長
(会長)

議案第23号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局
(小寺)

8ページをお開き下さい。議案第23号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請の提出があったので審議を求める。令和3年10月8日提出 中泊町農業委員会会長。

議長
(会長)

それでは、議案第23号について、農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

木村委員

議席13番木村です。それでは報告いたします。去る10月1日、私と松田職務代理、事務局職員とで現地調査を行いました。本議案の農地法第3条申請は、所有権移転が4件でございます。いずれも調査した結果、耕作目的の申請であり農地法第3条第2項各号には該当しない権利取得と認められます。以上で報告を終わります。

議長
(会長)

ありがとうございました。それでは、事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事務局
(小寺)

9ページをお開きください。受付番号19番は、田茂木字若宮地内の4筆の田。面積は8,836平方メートルの贈与です。

譲受人は、譲渡人同様に米の栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われま

す。受付番号20番は、深郷田字早田地内の5筆の田、他1筆の合計6筆の田。面積は16,298平方メートルの売買です。

譲受人は、譲渡人同様に米の栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われま

す。10ページをお開きください。受付番号21番は、中里字平山地内の1筆の畑。面積は308平方メートルの売買です。

譲受人は、譲渡人同様にそ菜の栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われま

す。受付番号22番は、豊岡字若松地内の2筆の田。面積は303平方メートルの売買です。

譲受人は、譲渡人同様に米の栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われま

す。以上、受付番号19番から22番については、別紙の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えま

議長
(会長)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。何かご質問等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

ないようですので、お諮りいたします。議案第23号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

異議がないようですので、議案第23号は原案のとおり決定いたします。

◎議案第24号

議長
(会長)

それでは、次の議案にうつります。議案第24号「農地法第4条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を、議題といたします。事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局
(外崎)

13ページをお開き下さい。議案第24号「農地法第4条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法第4条第2項の規定により、下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める。令和3年10月8日提出 中泊町農業委員会会長。

議 長
(会長)

ありがとうございました。
それでは本案について、農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

松田
職務代理

14番、松田です。それでは報告いたします。去る10月1日、私と木村委員、事務局職員とで現地調査を行いました。本議案の農地法第4条の申請は、1件ございました。申請地は長泥地内の1筆の畑です。面積その他の基準から見て問題なく許可相当と認められます。以上報告を終わります。

議 長
(会長)

ありがとうございました。それでは事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事 務 局
(外崎)

14ページをお開き下さい。それではご説明いたします。
受付番号10番は、長泥字玉清水地内の1筆の畑で、面積は899㎡、転用目的は、自宅の敷地内に新たに住居を建設するため、宅地への地目変更です。周辺農地への支障につきましては、飛散や流出を防止することから問題ないものと思われます。許可基準に定める農地区分としては、第1種農地に該当。当該地は原則許可できない農地ですが、不許可の例外として周辺住居者、事業者の施設等で集落に接続して設置されるものとして申請する場合に許可できることとなっておりますので、許可相当と認められます。運用通知としましては、第1種農地「第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e)」を適用しております。以上です。

議 長
(会長)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。
何かご質問等ございませんか。

(質問なし)

議 長
(会長)

ないようですので、お諮りいたします。議案第24号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議 長
(会長)

異議がないようですので、議案第24号は原案のとおり決定いたします。

◎議案第25号

議 長
(会長)

議案第25号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」を、議題といたします。事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事 務 局
(小寺)

20ページをお開き下さい。議案第25号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により中泊町長から別紙のとおり依頼があったので決定を求める。令和3年10月8日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをお開き下さい。令和3年10月1日付け中農政第214号で、中泊町長より当農業委員会会長あてに農用地利用集積計画の決定について意見を求められておりますので、その内容について順次ご説明いたします。

事 務 局
(小寺)

22ページをご覧ください。
今月の利用権設定は、受付番号64番から66番の3件で、合計面積は27,643平方メートルです。
内訳は、再設定が3件で、賃貸借終期を迎えるため、再設定をするものです。
以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
利用権設定につきましては以上です。

議 長
(会長)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議 長
(会長)

ないようですので、お諮りいたします。議案第25号について、原案のとおり決定することにご異議
ございませんか。

【異議なしの声あり】

議 長
(会長)

異議がないようですので、議案第25号は原案のとおり決定いたします。

議事については以上で終了いたしました。次に報告・協議事項について事務局より説明して下さ
い。

事 務 局
(外崎)

それでは、報告・協議事項について事務局よりご説明申しあげます。

1) 業務予定

2) その他

(資料に基づいて、内容説明)

議 長
(会長)

以上で、本日の報告事項及び議案の審議並びに協議事項はすべて終了いたしました。

それでは、これをもちまして、令和3年中泊町農業委員会10月定例総会を閉会いたします。ご協力
ありがとうございました。

上記、顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年10月8日

農 業 委 員 会
会 長

(松坂 龍美)

(木村 巧)

署 名 委 員

(松田 耕司)

署 名 委 員
